

「北畠～万代幹線下水管渠築造工事(その2)」

積算条件事項・特記仕様書に追加・記載誤りがありました。訂正内容につきましては別紙をご確認ください。

正誤表

訂正箇所

積算条件事項
2/2

誤

がれき類 コンクリート殻(無筋)	km	km	昼 間
	km	km	夜 間
がれき類 陶管	7.4km	km	昼 間
	km	km	夜 間
がれき類 レンガ	km	km	昼 間
	km	km	夜 間
路盤材(スラグ系)	5.6km	km	昼 間
	10.3km	km	夜 間
路盤材(RC系)	4.3km	km	昼 間
	km	km	夜 間
汚 泥(軟弱土)	4.3km	km	昼 間
	7.2km	km	夜 間
腐ブラ	3.2km	km	昼 間
	km	km	夜 間

4 運搬費
仮設用鋼材運搬費
■ 本工事の鋼材運搬重量については、往路 11.096 t 復路 17.842 t を見込んでいる。

2 / 2

正

がれき類 コンクリート殻(無筋)	km	km	昼 間
	km	km	夜 間
がれき類 陶管	7.4km	km	昼 間
	km	km	夜 間
がれき類 レンガ	km	km	昼 間
	km	km	夜 間
路盤材(スラグ系)	5.6km	km	昼 間
	10.3km	km	夜 間
路盤材(RC系)	4.3km	km	昼 間
	km	km	夜 間
汚 泥(軟弱土)	4.3km	km	昼 間
	7.2km	km	夜 間
腐ブラ	3.2km	km	昼 間
	km	km	夜 間
泥水	4.3km	km	昼 間
	7.2km	km	夜 間

4 運搬費
仮設用鋼材運搬費
■ 本工事の鋼材運搬重量については、往路 11.096 t 復路 17.842 t を見込んでいる。

泥水 昼間,夜間の項目追加

2 / 2

訂正箇所

特記仕様書
9項

誤

■ 本工事で発生する産業廃棄物処理数量は次表を見込んでいる。なお次表の数量には、試験掘り工の数量も含む。

産業廃棄物の種類	数量	備 考
がれき類	4 m ³	昼 間
アスファルト殻(破砕)	8 m ³	夜 間
がれき類	m ³	昼 間
コンクリート殻(無筋)	m ³	夜 間
がれき類	0.3 m ³	昼 間
コンクリート殻(有筋)	m ³	夜 間
がれき類	0.1 m ³	昼 間
陶管	m ³	夜 間
路盤材(スラグ系)	3 m ³	昼 間
	0.7 m ³	夜 間
路盤材(RC 系)	4 m ³	昼 間
	m ³	夜 間
汚 泥 (軟弱土)	30 m ³	昼 間
	724 m ³	夜 間
廃プラ	0.1 m ³	昼 間
	m ³	夜 間

■ 産業廃棄物の処理に関しては、特記仕様書（8）を参照すること。

■ 産業廃棄物の処理にあたり電子マニフェストを使用する場合には、処分業者への確認並びに中間処理・最終処分地への搬入状況に係る工事写真（追跡調査）の撮影は、工事期間中に中間処理施設および最終処分地ごとに最低 1 回以上行うものとする。ただし、監督職員から別途指示があった場合は、その指示に従うこと。

2 7 六価クロム溶出試験

□ セメント及びセメント系固着材を使用する地盤改良に係る六価クロム溶出試験（環境庁告示 46 号溶出試験）は、次表のとおり計上している。

工 法 名	施工段階	ボーリング本数	供試体本数

注 1）施工後に実施する各試験には、効果確認用サンプルを転用することができる。

2 8 工事写真のダイジェスト版

■ 本工事は、共通仕様書に規定する工事写真帳等の提出に加えて、工事写真のダイジェスト版を作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者はダイジェスト版の構成について、事前に監督職員と協議等を行わなければならない。

2 9 産廃マンホール鉄蓋の処理

■ 受注者は、本工事で発生する産廃マンホール鉄蓋を、次表に示す本市の指定処分登録業者の受け入れ施設へ搬入しなければならない。

正

■ 本工事で発生する産業廃棄物処理数量は次表を見込んでいる。なお次表の数量には、試験掘り工の数量も含む。

産業廃棄物の種類	数量	備 考
がれき類	4 m ³	昼 間
アスファルト殻(破砕)	8 m ³	夜 間
がれき類	m ³	昼 間
コンクリート殻(無筋)	m ³	夜 間
がれき類	0.3 m ³	昼 間
コンクリート殻(有筋)	m ³	夜 間
がれき類	0.1 m ³	昼 間
陶管	m ³	夜 間
路盤材(スラグ系)	3 m ³	昼 間
	0.7 m ³	夜 間
路盤材(RC 系)	4 m ³	昼 間
	m ³	夜 間
汚 泥 (軟弱土)	28 m ³	昼 間
	0 m ³	夜 間
廃プラ	0.1 m ³	昼 間
	m ³	夜 間
泥水	2 m ³	昼 間
	724 m ³	夜 間

■ 産業廃棄物の処理に関しては、特記仕様書（8）を参照すること。

■ 産業廃棄物の処理にあたり電子マニフェストを使用する場合には、処分業者への確認並びに中間処理・最終処分地への搬入状況に係る工事写真（追跡調査）の撮影は、工事期間中に中間処理施設および最終処分地ごとに最低 1 回以上行うものとする。ただし、監督職員から別途指示があった場合は、その指示に従うこと。

汚泥(軟弱土) 28m³ 昼間、0m³ 夜間の修正
泥水 2m³ 昼間、724m³ 夜間の追加

2 8 工事写真のダイジェスト版

■ 本工事は、共通仕様書に規定する工事写真帳等の提出に加えて、工事写真のダイジェスト版を作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者はダイジェスト版の構成について、事前に監督職員と協議等を行わなければならない。

2 9 産廃マンホール鉄蓋の処理

- 9 -

- 9 -